平成２５年（フ）第１２７７号
横浜市栄区飯島町1598番地　第二飯島ビル102
債務者　須藤　晴生
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６５４号
東京都足立区保木間５丁目15―１　第一村田荘101
債務者　津川　義之
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６９９号
東京都中野区沼袋４丁目36―７―301
債務者　佐藤　謙介
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７０４号
東京都練馬区光が丘１丁目３―429
債務者　中村　　豊
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７１３号
東京都江戸川区中央２丁目７―11
債務者　大野美智子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７１４号
東京都西東京市向台町１丁目19―２―101
債務者　中山　　健
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７１８号
千葉県館山市北条正木697―７
債務者　岩崎　純子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７２１号
東京都新宿区西新宿４丁目13―６―401
債務者　武田　康佑
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７３８号
千葉県松戸市松戸新田490―46
債務者　本澤ジョセフィンこと　モトザワ　ジョセフィン　ヴィラリアル
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７３９号
東京都国立市富士見台３丁目３―７　アバンティⅡ302
債務者　石川　弘幸
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２１号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2377番地301号　湘南サンミッシェル
債務者　雨宮　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７２２号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2377番地301号　湘南サンミッシェル
債務者　雨宮乃里子（旧姓河原）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２６５号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ５街区１棟107号
債務者　高橋　　舞
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４号
岐阜県下呂市湯之島86番地１　望川館清風寮410号室
債務者　千代谷信行
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
岡山市中区高島２丁目９番８―６号、旧住所岡山市中区高島新屋敷576番地１　103号
債務者　小林　厚夫
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部